

厚生年金保険の適用促進対策について



平成28年12月21日
厚生労働省年金局事業管理課

厚生年金保険の適用促進対策

【これまでの取組】

- 従来、雇用保険や法人登記の事業所情報を活用し、未適用事業所の把握に努めてきたが、休眠法人や厚生適用要件に満たない事業所などの情報も混在したため、効果が限定的であった。
- 平成26年12月から、国税庁から源泉徴収義務者情報の提供を受け、平成27年度より加入指導に活用。給与を実際に支払っている法人事業所の情報であり、効果が大きく、平成27年度に加入指導により新規に適用した事業所数は92,550事業所と大幅に増加（平成22年度（4,808事業所）の約19倍）。また、今年度も、加入指導により、9月末までの半年間で58,727事業所を新規に適用。
- 事業所の実態を踏まえた重点的・計画的な適用促進を講じるため、今春より適用の可能性のある事業所（約62万事業所）に対して調査票による実態調査を実施。

【今後の対応】

- 実態調査等の結果等も踏まえ、事業所の規模等に応じて、重点的・計画的に適用対策を進めることとし、当面、従業員5人以上の事業所を中心に加入指導を実施するとともに、事業所実態調査の結果を踏まえ、今年度内に、具体的な対策をとりまとめる。

許可行政庁と連携した社会保険・労働保険の適用促進対策

- 事業主が保険料の負担を逃れるために、本来は社会保険・労働保険に加入すべき方を加入させないことは、コンプライアンス(法令遵守)や従業員の福利厚生確保という観点のみならず、企業間の公平な競争、業界の健全な発展を阻害するという観点からも問題である。
- そのため、各種業種の許可行政庁と連携した社会保険等の適用促進対策として、例えば、建設業においては、国土交通省(地方整備局)又は都道府県が建設業の許可を行う際に、社会保険等の加入状況を確認し、必要に応じ、日本年金機構等への通報等を行う取組を実施している。
- 働き方改革の一環として、業界の健全な発展や、人材確保対策の観点から、こうした取組を参考とし、医療・介護・生活衛生関係など、他の分野においても、関係機関と連携した新たな取組について検討を進める必要がある。

社会保険等加入のメリット

【事業主のメリット】

- ・ 適切な雇用条件の整備により、優秀な人材を確保
- ・ 労働者が安心して働ける環境作り(社会保障等の充実)
- ・ 企業間の公平な競争の確保

【労働者のメリット】

- ・ 老後・・・老齢厚生年金(2階建て部分の年金)が支給される
- ・ 事故などで障害を負ってしまった場合・・・障害厚生年金が支給される
- ・ 死亡した場合・・・遺族に対して遺族厚生年金が支給される
- ・ 国民健康保険よりも傷病手当金など医療給付の種類が多い
- ・ 労働者の仕事上のケガや疾病には労災保険から、失業した場合には雇用保険から、労働者に対し給付がなされる

日本年金機構と関係機関との連携概要

情報提供元	対象事業者等 (開始時期)	情報提供元における対応の概要等	未加入事業者への対応
国土交通省 地方整備局 都道府県担当部局	・建設業者 (平成24年11月)	・許可・更新、経営事項審査、立入検査時において、厚生年金等の加入状況を確認。加入が確認できない場合は、文書による加入指導を行う。 ・加入指導後4カ月以内に加入したことが確認できない場合は、再度文書による加入指導を行う。 ・再指導から2カ月以内に加入が確認できない場合に情報提供。	・年金事務所において、再三の加入指導等をしてなお未加入等の場合は、<u>行政処分等を実施。</u> 例) 営業停止処分
国土交通省 地方運輸(支)局	・貨物自動車運送事業者 ＜トラック事業＞ (平成15年6月) ・旅客自動車運送事業者 ＜バス・タクシー事業＞ (平成18年4月)	・新規事業者 ⇒ 事業許可後、運輸開始届時に社会保険の加入状況を確認。加入が確認できない場合は、巡回監査等(開始届後6カ月以内)において確認、指導。<u>指導してもなお未加入の場合に情報提供。</u> ・既存事業者 ⇒ 巡回監査等において確認、指導してもなお未加入の場合は情報提供。	・年金事務所において、加入指導をしてなお未加入等の場合は、<u>行政処分等を実施。</u> 例) 車両使用停止処分
都道府県労働局	・派遣元事業主等 (平成19年4月)	・労働者派遣事業の許可、許可更新等 ⇒ 許可申請等(許可更新の3か月前)の際、事業主から提出される派遣事業計画書において、<u>社会保険の加入が適正に行われていないと疑われる事業所を情報提供。</u> ・派遣元事業主等に対する監督指導 ⇒ 派遣元事業主、派遣先又は請負事業主への監督の結果、<u>社会保険の加入漏れ等の疑いがある事業所を情報提供。</u>	・許可、許可更新等 年金事務所から適正な届出の指導を受けた事業主のうち、許可及び許可更新前までに是正を行わなかった場合は、<u>許可及び許可更新が行われない。</u>
都道府県労働局	・求人申込み事業主 (平成17年4月)	・公共職業安定所に事業主が求人申込みを行う際、<u>社会保険の加入が適正に明示されていない場合は求人を受理するが、紹介を保留(非公開)。</u> ・公共職業安定所が「厚生年金等加入相談票」を事業主に交付し、<u>事業主の責任において年金事務所に訪問し、厚生年金等に係る求人条件が適正か否かの確認を行う。</u> ・公共職業安定所は、交付した相談票の写しを年金事務所に送付する。	・年金事務所において、加入指導をしてなお未加入等の場合は、<u>求人は保留(非公開)のまま有効期限切れで取消しとなる。</u>

参 考 資 料

厚生年金保険・健康保険の適用事業所について

- 厚生年金保険・健康保険（以下「厚生年金保険等」という。）では、事業所を単位に適用されます。厚生年金保険等の適用を受ける事業所を適用事業所といい、法律によって加入が義務づけられている事業所を「強制適用事業所」といいます。

★ 強制適用事業所

強制適用事業所とは、次の①または②に該当する事業所で、事業主や従業員の意思に関わらず、法律により厚生年金保険等への加入が義務づけられています。

① 次の事業所を行い、常時5人以上の従業員を使用する個人事業所

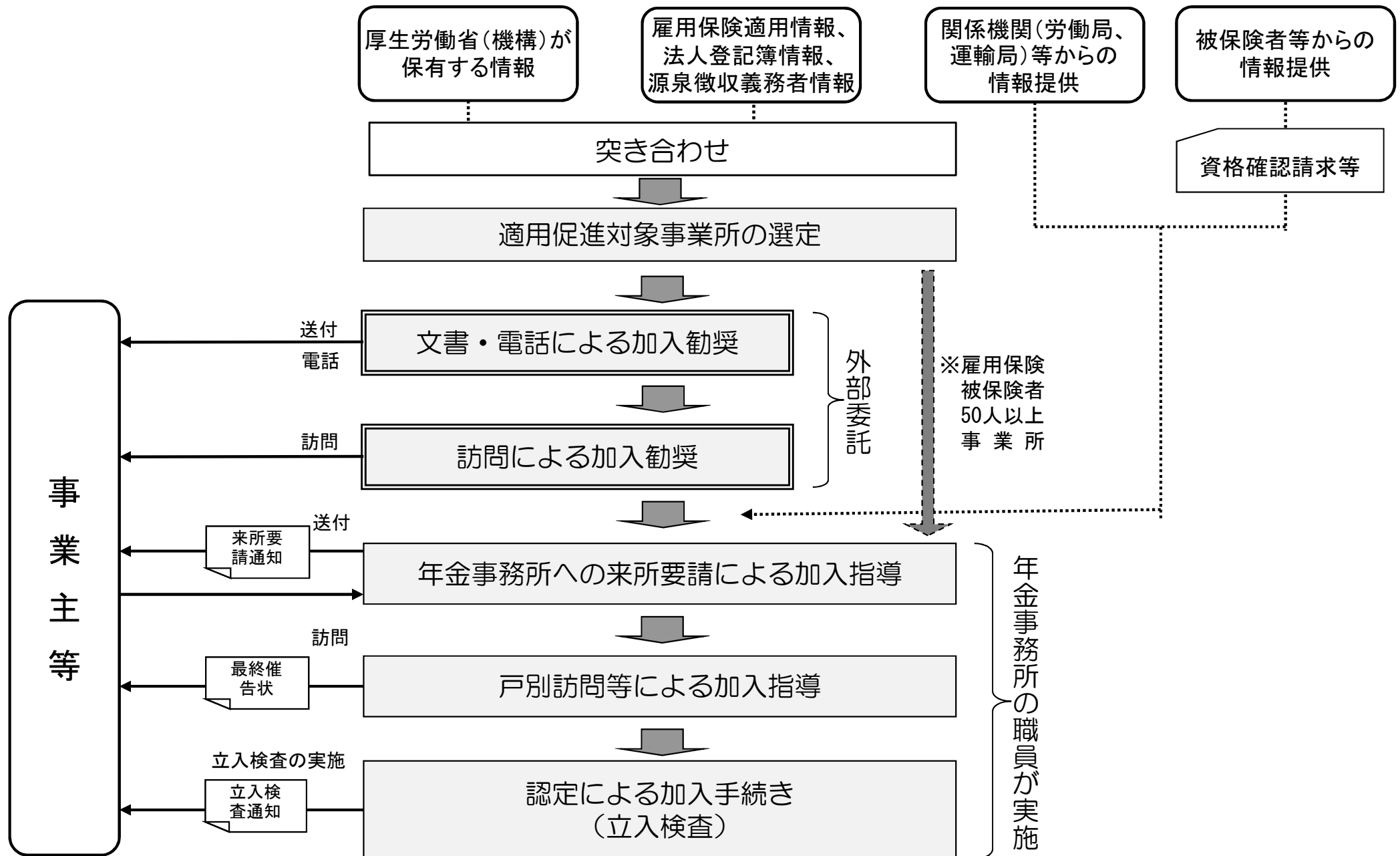
製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介斡旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業（以上16事業）

※強制適用とはならない主な事業（16事業以外）

第1次産業（農業・林業等）、サービス業（飲食店・理容理髪等）、法務（弁護士、会計士等）、宗教（神社・寺院等）

② 常時従業員を使用する国・地方公共団体又は法人の事業所

厚生年金保険の適用促進業務のフロー



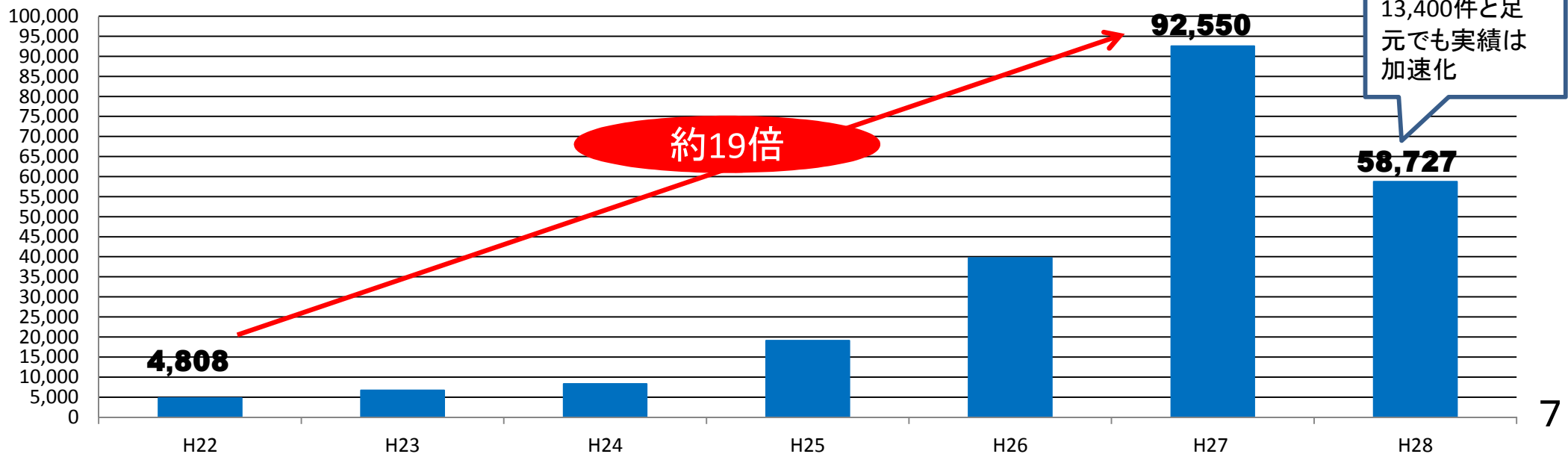
厚生年金適用対策の実績

- 平成24年度以降、**適用実績は従来より伸びている。**
- 特に、加入指導等の実施により**適用事業所となった事業所数は、平成22年度から平成27年度末までで約19倍。**平成28年度は更に加速化。

(年度末現在)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
適用事業所数	1,748,578	1,745,027	1,758,192	1,800,619	1,867,185	1,974,655	2,047,170 (9月末)
新規適用事業所数	67,300	69,719	74,677	91,457	113,430	157,184	97,169 (9月末)
うち、加入指導により適用となった事業所数	4,808	6,685	8,322	19,099	39,704	92,550	58,727 (9月末)

(事業所数)



厚生年金の適用調査対象事業所数の推移

約245万件

(法人情報等(国税庁等))

約170万件

(厚生年金保険適用事業所情報)

- ✓ 国税庁から入手した法人情報と、日本年金機構が保有する厚生年金の適用事業所情報をコンピューターで突き合わせ、正確に一致したもの以外を計上。

→ 約97万件
(平成27年3月末時点)

約79万件
(平成27年9月末時点)

約49万件
(平成28年8月末時点)

約7万件

- ✓ 国税庁から、新たに入手した法人情報により判明した事業所

約56万件

(平成28年8月末時点)

- ✓ 適用調査対象事業所
※ 厚生年金の適用の可能性のある事業所

厚生年金保険の適用・徴収対策の実施状況

- 平成27年度末時点の適用事業所数は197万事業所、適用調査対象事業所数は64.8万事業所である。
- 平成27年度の厚生年金保険料の収納率は98.8%である。(※過年度分を含む)

適用状況の推移

(年度末現在)

	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
適用事業所数	事業所	1,748,578	1,745,027	1,758,192	1,800,619	1,867,185	1,974,655
被保険者数	人	34,411,013	34,514,836	34,717,319	35,272,821	35,985,388	36,863,741
適用調査対象事業所数	事業所	107,935	246,165	387,840	357,303	245,335	647,786

保険料収納率等の推移

指標名	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保険料決定額 (過年度分を含む)①	億円	232,430	239,581	246,116	254,629	266,941	281,830
保険料収納額 (過年度分を含む)②	億円	227,253	234,699	241,549	250,472	263,196	278,362
保険料収納率 ②/①	%	97.8	98	98.1	98.4	98.6	98.8

厚生年金保険法（抜粋①）

（適用事業所）

第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積みおろしの事業

ト 焼却、清掃又はと殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介周旋の事業

ヲ 集金、案内又は広告の事業

ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

コ 通信又は報道の事業

タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。）に使用される者が乗り組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。）

2 前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、適用事業所の事業主とみなす。

3 第一項の事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の二分の一以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

厚生年金保険法（抜粋②）

（被保険者）

第九条 適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

第十条 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 前項の認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。

（適用除外）

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としてしない。

一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。

イ 日々雇い入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

二 所在地が一定しない事業所に使用される者

三 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）。ただし、継続して四月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。

四 臨時的事業の事業所に使用される者。ただし、継続して六月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。

（保険料の負担及び納付義務）

第八十二条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 被保険者が同時に二以上の事業所又は船舶に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令の定めるところによる。

4 第二号厚生年金被保険者についての第一項の規定の適用については、同項中「事業主は」とあるのは、「事業主（国家公務員共済組合法第九十九条第六項に規定する職員団体その他政令で定める者を含む。）は、政令で定めるところにより」とする。

5 第三号厚生年金被保険者についての第一項の規定の適用については、同項中「事業主は」とあるのは、「事業主（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により給与を負担する都道府県その他政令で定める者を含む。）は、政令で定めるところにより」とする。